

意見等に対する対応について

資料1

No.	区分	意 見	対 応
1	事業進行管理票	進捗状況の評価に、昨年度までであった「予定通り進捗」「事業完了」の記述がないもの)はないのか。	「予定通り進捗」と「事業完了」を選択肢として別にした。
2		予定通りに進捗と事業完了が同じ選択肢に入っているのはわかりづらい。別にした方がよい。	
3		各事業の予定が予め示されていないため、どのように企画、実行、点検、改善されているのか説明が不足している。	年次計画欄を新たに追加した。
4		行政の事業の多くは、目標を達成しても完了とはならない。このような場合、次に何を目指していくのか、新たな目標をどう設定するのか、その手続きを明確に定めていくことが望ましい。	
5		あるべき姿に近づくために、年次計画が見えないと評価しづらいので、表に載せるべきである。	
6		進捗状況と併せて実施した事業に対する反省点、問題点も明記すべきである。	反省点・問題点について表記する欄を作成した。
7		事業実施において、広報活動が大きな要素になると考えられることから、事業進行管理表に広報活動の状況とその効果が望まれる。	各計画におけるオリジナル評価で補ってもらうものとし、工夫している点を記載する欄を作成した。
8		ただ取組みを行えばいいのではないはず、質を見る評価をすべきである。	必要に応じて、各計画で追加で行うオリジナル評価で対応してもらう。
9		事業が様々な計画に入っている場合、その審議会毎に審議が必要どうか疑問。	各々の計画を推進する視点から評価を実施するものであり、担当所管課にその旨の共通理解を促す。
10	全進行管理表	評価ランクが甘く、抽象的で概念的である。これでは厳しい評価はできない。	評価ランクのバラつきを防ぐため、一定の評価ランク基準を定めている。評価ランクで表現しにくいことについては、「審議会・懇話会等の意見」に記入していただく。
11		評価の尺度が適切か見直しも必要である。	
12		8カ年計画における目標設定なので、初年度のみ達成率で評価することが、相応しいのか疑問。	計画の推進のために、PDCAサイクルを適切に機能させることが必要。そのためには毎年度の達成状況の評価することが不可欠です。
13		目標は長期間に渡って目論むものであり、評価を求めるには時期尚早。	
14		予定通りに進捗していることで良しとするならば、懇話会による評価は必要である。	計画は、それを推進する市が責任をもって進行管理すべきものである。この手続きにおいて、市民や専門家等の意見を聴くことが、より良い計画の推進につながると期待していることから、懇話会等に意見を求めるものである。

資料2

資料3①

資料3②

資料3③

資料3④

No.	区分	意 見	対 応
15	個別計画進行管理総括表	個別計画に関連する事業を参考程度に記載すると良いのではないかな。	個別計画に、事業の列記する欄を参考として作成した。
16	基幹・個別計画進行管理表	まだ計画ができていないものが多く、現状での事業評価が、全体の評価につながるのはいかがかな。	全体の計画が策定されていなくとも、総合計画を推進する意味で評価を実施するもの。総合計画には「めざすべきまちの姿」や「取り組みの方向」など記載されており、それに対しての意見等が必要である。
17		計画によっては、施策体系がまだできておらず、施策体系別の評価がしづらい。	
18		施策体系別に総合評価状況をまとめるようになっているが、1つの体系に対して、1事業しかないことも多く、事業評価がそのまま施策体系評価となり、コメント等含め記載しづらい。	
19		1事業が全ての施策体系に入っているものについては、1事業のみで計画の評価につながっていることとなるが良いのか。	
20	総合計画進行管理表	5つの柱の中で非常にうすい箇所については、それに関して何らかの言及というものが総括評価があってしかるべきではないか。具体的には、未策定なプランが多いところを今後どのように実際のプランに結びつけていくのか等市長の姿勢を織り込んでもらいたい。	基幹・個別計画の進行管理表の仮称名横に未策定や＊を表記し対応している。基幹計画に「位置付けられる個別計画の総括評価結果」の評価の横にも「未策定」を記載をする。総括意見に留意して、総括するよう心掛ける。
21		5つの柱が同じ密度に改められないのであれば、それが誰にでもわかるような形にして欲しい。	
22		所管の評価に対し、懇話会等の意見を反映した評価を、上位計画へつなげる仕組みが望ましい。	
23	会議・運営	担当部局は、計画の懇話会、審議会等に参加、立会いをすべきである。	実施に向け検討する。
24		総合計画審議会の最後の回には、議員にも立ち会って欲しい。	市長の意思決定手続きとしての諮問により開催する会議であるため、議員の出席は困難と考える。これまで同様、傍聴は可能であるため、開催の情報を提供するようにする。

資料4⑤

資料5⑥

参考1